

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第三項の規定によって、財団法人都道府県会館の平成二十年度災害共済事業経営状況を次のとおり公表する。

平成二十一年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 災害共済事業

分担金その他収入

二、〇八二、八六七、六五五円

災害共済金経費その他支出

九七二、七二六、七七一元

正味財産

二三、一四六、〇三九、五〇二円

二 機械損害共済事業

分担金その他収入

九八六、九〇七、三三二円

災害共済金経費その他支出

三二九、五七〇、八四五円

正味財産

七、〇〇二、二五六、四八七円